

令和7年度社会福祉法人・施設 監査結果概要

法人運営(主な文書指摘項目)

- ・【令和5年度から継続】
評議員会で特定の評議員が欠席、理事会で特定の理事や監事が欠席
例) 評議員会又は理事会への欠席が継続している者がいる
- ・【令和6年度から継続】理事会の要議決事項に係る審議が未実施
例) 評議員会の招集(日時、場所、議題、議案の概要)
- ・【令和5年度から継続】理事会の議事録の記録及び保存が不適切
例) 議事録が作成されていない、決議の省略に係る議事録が不適切
- ・【令和5年度から継続】役員の報酬等の額の決定が不適切
例) 報酬等の年間の総額が評議員会の決議により定められていない
- ・理事長及び業務執行理事の理事会への報告が不十分
例) 理事長(及び業務執行理事)の職務執行状況について理事会へ
定款で定める回数の報告がされていない

施設運営・処遇・経理(主な文書指摘項目)

児童福祉施設(保育園等) / 児童養護施設

- ・処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表の作成が
不適切
- ・公定価格に係る加算算定・減算調整手続が不適切

障害者支援施設

- ・財務管理が不十分

障害児入所施設等

- 〈主な口頭指摘事項〉
- ・運営規程及び重要事項説明書の
記載の不整合

老人福祉施設(特養・養護・軽費)

- ・特別養護老人ホームは1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を
入浴させ、又は清しきしなければならないこととされているところ、行ってい
ない期間があった。

主な文書指摘項目の対応策について

児童福祉施設(保育園等)/児童養護施設

○処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表の作成が不適切

⇒適用対象者を正しく記入すること。

- (1) 当該年度の4月1日現在に勤務する全ての常勤職員
- (2) 以下の条件を満たしている非常勤・派遣職員
 - ① 就業規則に定める常勤の勤務時間数(※)に達している者
※保育士、幼稚園教諭、保育教諭等は120時間/月以上の者に限る
 - ② ①以外の者で1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者

○公定価格に係る加算算定・減算調整手続が不適切

⇒自園に適用されている加算の算定・減算状況を把握し、自主点検のうえ、必要な手続を行ってください。

<誤りが多い例>

- ・ 保育施設職員配置状況確認書において「職員不足」となっているにもかかわらず、公定価格の加算の取下げ又は減算の適用による手続を行っていない。
- ・ 栄養管理加算について、年度途中で調理員又は栄養士が退職、休職等した場合に算定区分が「配置」から「兼務」又は「廃止」に変更となるにもかかわらず、変更届が提出されていない。

主な文書指摘項目の対応策について

障害児入所施設等

○〈主な口頭指摘事項〉

運営規程及び重要事項説明書の記載の不整合

⇒運営規程と重要事項説明書の記載の整合性を取ること。

<誤りが多い内容>

- ・ 保護者から受領する費用の種類及びその額
- ・ 営業日、サービス提供日

主な文書指摘項目の対応策について

障害者支援施設

○財務管理が不十分

⇒ 利用者の預り金について、各施設で定めた規定のとおり点検できていなかった。

主な文書指摘項目の対応策について

老人福祉施設(養護・特養・軽費)

○定められた回数の入浴又は清しきが未実施

特別養護老人ホームは1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならないこととされているところ、行っていない期間があった。

⇒ 施設側の都合で定められた入浴回数を下回ることは認められない。

⇒ 入浴の代替として清しきを行うのは体調等入所者側の理由であり、施設側の都合は認められない。

令和7年度社会福祉法人等指導監査の結果について

1 監査の目的

社会福祉法人等が関係法令、通知等を遵守し、入所者又は利用者等に対する適切な処遇並びに適正な法人運営及び施設運営を行っているか否かについて個別的に明らかにするとともに、本市が積極的に助言又は指導を行うことにより、円滑な運営の確保を図る。

2 監査対象施設の選定

- (1) 厚生労働省への指導監査実績報告の対象となる施設
- (2) 本市において指導監査が必要と判断するもの

3 監査の方法

- (1) 実地監査
法人事務所又は施設において監査を実施する。
- (2) 書面監査
事前提出資料等の点検及び確認をする。
- (3) その他
必要に応じて特別監査等を実施する。

4 実施状況

	実地監査	書面監査	合計
社会福祉法人	98	—	98
児童福祉施設 (障害児入所施設等を除く。)	336	76	412
障害者支援施設	6	—	6
障害児入所施設等	13	—	13
老人福祉施設	43	—	43
施設合計	398	76	474

社会福祉法人の文書指摘状況

指 摘 事 項	保健福祉局	はぐくみ局	合計
	監査実施数38	監査実施数60	監査実施数98
	指摘法人数	指摘法人数	指摘法人数
1 定款について	2	4	6
① 必要な事項の不記載又は事実と異なる記載	2	3	5
② 定款変更の手續が不適切	0	1	1
③ 定款の備置き・公表が不適切又は未実施	0	0	0
2 内部管理体制について	0	0	0
① 内部管理体制が未整備	0	0	0
3 評議員・評議員会の状況	13	12	25
① 評議員の選任手續が不適切	4	2	6
② 評議員の構成が不適切	0	2	2
③ 評議員会で特定の評議員が欠席	3	1	4
④ 評議員の欠員補充の遅延	0	0	0
⑤ 評議員会の招集手續が不適切	3	4	7
⑥ 評議員会の開催時期が不適切	0	1	1
⑦ 評議員会の開催要件の不備	0	0	0
⑧ 評議員会の要議決事項に係る審議が未実施	0	0	0
⑨ 評議員会の議決が不適切	0	0	0
⑩ 評議員会の決議・報告の省略の手續が不適切	1	0	1
⑪ 評議員会の議事録の記録及び保存が不適切	2	2	4
4 理事の状況	14	7	21
① 理事の欠員補充の遅延	0	0	0
② 理事の選任・解任手續が不適切	4	0	4
③ 理事の構成が不適切	2	2	4
④ 理事会で特定の理事が欠席	7	2	9
⑤ 理事長・業務執行理事の選任手續が不適切	1	3	4
5 監事の状況	6	1	7
① 監事の欠員補充の遅延	0	0	0
② 監事の選任・解任手續が不適切	0	0	0
③ 監事の構成が不適切	0	0	0
④ 監査報告書の作成及び保存が不適切	1	0	1
⑤ 監査報告の内容通知の遅延	0	0	0
⑥ 理事会への出席義務の不履行	5	1	6
6 理事会の状況	8	9	17
① 理事会の招集手續が不適切	0	1	1
② 理事会の要議決事項に係る審議が未実施	3	1	4
③ 理事会の議決が不適切	2	0	2
④ 理事会の決議・報告の省略の手續が不適切	0	0	0
⑤ 理事への権限委任に関する規程の不備	0	0	0
⑥ 理事長及び業務執行理事の理事会への報告が不十分	1	5	6
⑦ 理事会の議事録の記録及び保存が不適切	2	2	4
7 会計監査人の状況	0	0	0
① 会計監査人の未設置	0	0	0
② 会計監査人の欠員補充の遅延	0	0	0
③ 会計監査人の選任手續が不適切	0	0	0
④ 監査報告書の作成及び保存が不適切	0	0	0

指 摘 事 項	指摘法人数	指摘法人数	指摘法人数
8 評議員・理事・監事及び会計監査人の報酬	2	4	6
① 評議員の報酬等の額の定款への未記載	0	0	0
② 役員の報酬等の額の決定が不適切	1	4	5
③ 会計監査人の報酬等の額の決定が不適切	0	0	0
④ 役員及び評議員の報酬等支給基準の決定が不適切	0	0	0
⑤ 役員及び評議員の報酬等の不適正な支給	1	0	1
⑥ 役員及び評議員の報酬等の総額の未公表	0	0	0
9 事業	2	0	2
① 実施する事業と定款が不一致	2	0	2
② 全事業に占める社会福祉事業の規模の割合が不適切	0	0	0
③ 社会福祉事業収入の不適切な支出	0	0	0
④ 社会福祉事業に必要な資産の不足	0	0	0
⑤ 公益事業の不適切な実施	0	0	0
⑥ 収益事業の不適切な実施	0	0	0
10 人事管理の状況	1	0	1
① 施設長等職員の任免が不適切	1	0	1
11 資産管理の状況	0	5	5
① 基本財産の管理が不十分	0	1	1
② 基本財産以外の資産の管理が不適切	0	0	0
③ 株式の不適切な保有	0	0	0
④ 賃貸借契約書の不備	0	0	0
⑤ 借地等に係る利用権の未設定又は未登記	0	4	4
12 会計管理の状況	15	1	16
① 収支予算の編成、執行が不適切	1	0	1
② 経理規程が未整備又は内容が不適切	0	0	0
③ 経理規程や細則に従わない不適切な事務処理	4	0	4
④ 経理規程に従わない契約の手続	0	0	0
⑤ 管理運用体制が未整備	0	0	0
⑥ 会計処理が不適切	2	0	2
⑦ 会計帳簿の整備及び保存が不適切	0	0	0
⑧ 決算の承認又は報告手続が不適切	1	1	2
⑨ 計算関係書類等が不適切	7	0	7
⑩ 理事会決議によらない不適正な借入	0	0	0
13 その他	1	0	1
① 法人の関係者への不適切な利益供与	0	0	0
② 社会福祉充実計画に沿った事業の未実施	0	0	0
③ 法令に定める事項のインターネットでの公表が不十分	0	0	0
④ 登記が必要な事項が未登記又は遅延	1	0	1
⑤ 契約・入札等が不適切	0	0	0

児童福祉施設(保育所・認定こども園)の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和7年度		令和6年度	
	(監査実施数 270)		(監査実施数 270)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
第1 施設運営				
1 施設運営の基本方針	0	0	0	0
2 職員の状況	13	4.8	14	5.2
3 就業規則の整備状況	0	0.0	0	0.0
4 給与等の状況	0	0.0	0	0.0
5 職員の健康管理	0	0.0	0	0.0
6 建物・設備等の管理	0	0.0	0	0.0
7 災害対策の状況	1	0.4	1	0.4
8 保育の状況(業務水準)	0	0.0	0	0.0
9 保育の状況(保育指針)	0	0.0	4	1.5
10 給食の状況	0	0.0	1	0.4
11 調理室の状況	0	0.0	0	0.0
第2 財務管理	132	48.9	114	42.2
第3 その他	0	0.0	0	0.0

児童福祉施設(児童養護施設・母子生活支援施設・乳児院・児童心理治療施設)の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和7年度		令和6年度	
	(監査実施数 13)		(監査実施数 13)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
第1 施設運営				
1 施設運営の基本方針	0	0.0	0	0.0
2 職員の状況	0	0	0	0
3 就業規則の整備状況	0	0.0	0	0.0
4 給与等の状況	0	0.0	0	0.0
5 職員の健康管理	0	0.0	0	0.0
6 建物・設備等の管理	0	0.0	0	0.0
7 災害対策の状況	1	7.7	0	0.0
第2 入所者処遇				
1 児童等の処遇計画	0	0.0	0	0.0
2 個別処遇の状況	0	0.0	0	0.0
3 処遇記録の状況	0	0.0	0	0.0
4 処遇の実践状況	0	0.0	0	0.0
5 対外的対応の状況	0	0.0	0	0.0
6 退所後の指導	0	0.0	0	0.0
7 入所者預り金等の状況	0	0.0	0	0.0
8 給食の状況	0	0.0	0	0.0
第3 財務管理	1	7.7	1	7.7
第4 その他	0	0.0	0	0.0

児童福祉施設(児童館)の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和7年度		令和6年度	
	(監査実施数 129)		(監査実施数 129)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
1 建物及び設備等の管理	0	0	0	0
2 施設運営の基本方針	0	0	0	0
3 災害対策の状況	4	3.1	5	3.9
4 職員の状況	0	0.0	1	0.8
5 施設運営	0	0.0	0	0.0
6 安全管理	1	0.8	0	0.0
7 活動内容	0	0.0	0	0.0
8 労務管理	1	0.8	0	0.0
9 財務管理	0	0.0	0	0.0
10 その他	0	0.0	0	0.0

障害者支援施設の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和7年度		令和6年度	
	(監査実施数 6)		(監査実施数 8)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
(適切な利用者処遇の確保)				
1 利用者支援の充実				
① 支援計画が不適切	0	0	0	0
② 食事の提供が不適切	0	0	0	0
③ 入浴の実施が不十分	0	0.0	0	0.0
④ 排泄及びおむつ交換が不適切等	0	0.0	0	0.0
⑤ 衛生的な被服及び寝具の提供が不十分	0	0.0	0	0.0
⑥ 医学的管理が不適切	0	0.0	0	0.0
⑦ レクリエーションの実施等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑧ 家族との連携が不十分等	0	0.0	0	0.0
⑨ 苦情解決への対応が不適切	0	0.0	0	0.0
⑩ 実施機関との連携が不十分	0	0.0	0	0.0
⑪ 施設等固有の利用(入所)者支援(処遇)が不適切	0	0.0	0	0.0
2 利用者の生活環境等の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
3 自立、自活等への支援援助が不十分				
① 生活介護・就労移行支援における工賃の支払い	0	0	0	0
② 生活介護・就労移行支援における作業時間・量等の適切な措置	0	0.0	0	0.0
③ 就労移行支援における実習の受入先の確保	0	0.0	0	0.0
④ 就労移行支援における求人の開拓	0	0.0	0	0.0
⑤ 就労移行支援における就職後の職業生活における相談等の支援	0	0.0	0	0.0
4 その他	0	0.0	0	0.0
(適切な利用者処遇の確保)社会福祉施設運営の適正実施の確保)				
1 利用者支援の充実施設の運営管理体制の確立				
① 利用定員、居室定員の遵守が不十分	0	0.0	0	0.0
② 運営規程等当該規程が未整備又は運用が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 施設運営に必要な帳簿が未整備	0	0.0	0	0.0
④ 職員配置基準に基づく職員確保が不十分	0	0.0	0	0.0
⑤ 施設職員の専任従事が不適切	0	0.0	0	0.0
⑥ 施設長の資格要件等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑦ 育児休業、産休等代替職員の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
⑧ 施設設備の整備、維持管理が不適切	0	0.0	0	0.0
⑨ 運営費の弾力運用が不適切	0	0.0	0	0.0
⑩ 施設設備の地域開放及び地域との連携が不十分	0	0.0	0	0.0
2 必要な職員の確保と職員処遇の充実				
① 労働時間の短縮等労働条件の改善が不十分	0	0	0	0
② 業務体制の確立及び業務省力化への対応が不十分	0	0.0	0	0.0
③ 職員研修等資質向上対策の推進が不十分	0	0.0	0	0.0
④ 職員の確保及び定着化への取組みが不十分	0	0.0	0	0.0
3 防災対策への取組みが不十分	0	0.0	2	25.0
4 その他				
① 財務管理が不十分	2	33.3	3	37.5
② 高額な契約における手続きが不適切	0	0.0	0	0.0
③ 経理支出の処理が不適正	0	0.0	0	0.0
② 利用者等の秘密保持に係る措置が不十分	0	0.0	0	0.0
③ 利用者負担額の利用者への通知の未実施	0	0	0	0

障害児入所施設等の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和7年度		令和6年度	
	(監査実施数 13)		(監査実施数 13)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
(適切な利用者処遇の確保)				
1 利用者支援の充実				
① 支援計画が不適切	0	0.0	0	0.0
② 食事の提供が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 入浴の実施が不十分	0	0.0	0	0.0
④ 排泄及びおむつ交換が不適切等	0	0.0	0	0.0
⑤ 衛生的な被服及び寝具の提供が不十分	0	0.0	0	0.0
⑥ 医学的管理が不適切	0	0.0	0	0.0
⑦ レクリエーションの実施等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑧ 家族との連携が不十分等	0	0.0	0	0.0
⑨ 苦情解決への対応が不適切	0	0.0	0	0.0
⑩ 実施機関との連携が不十分	0	0.0	0	0.0
⑪ 施設等固有の利用(入所)者支援(処遇)が不適切	0	0.0	0	0.0
2 利用者の生活環境等の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
3 自立、自活等への支援援助が不十分				
① 生活介護・就労移行支援における工賃の支払い	0	0.0	0	0.0
② 生活介護・就労移行支援における作業時間・量等の適切な措置	0	0.0	0	0.0
③ 就労移行支援における実習の受入先の確保	0	0.0	0	0.0
④ 就労移行支援における求人の開拓	0	0.0	0	0.0
⑤ 就労移行支援における就職後の職業生活における相談等の支援	0	0.0	0	0.0
4 その他				
(社会福祉施設運営の適正実施の確保)				
1 利用者支援の充実施設の運営管理体制の確立				
① 利用定員、居室定員の遵守が不十分	0	0.0	0	0.0
② 運営規程等当該規程が未整備又は運用が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 施設運営に必要な帳簿が未整備	0	0.0	0	0.0
④ 職員配置基準に基づく職員確保が不十分	0	0.0	0	0.0
⑤ 施設職員の専任従事が不適切	0	0.0	0	0.0
⑥ 施設長の資格要件等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑦ 育児休業、産休等代替職員の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
⑧ 施設設備の整備、維持管理が不適切	0	0.0	0	0.0
⑨ 運営費の弾力運用が不適切	0	0.0	0	0.0
⑩ 施設設備の地域開放及び地域との連携が不十分	0	0.0	0	0.0
2 必要な職員の確保と職員処遇の充実				
① 労働時間の短縮等労働条件の改善が不十分	0	0.0	0	0.0
② 業務体制の確立及び業務省力化への対応が不十分	0	0.0	0	0.0
③ 職員研修等資質向上対策の推進が不十分	0	0.0	0	0.0
④ 職員の確保及び定着化への取組みが不十分	0	0.0	0	0.0
3 防災対策への取組みが不十分	0	0.0	0	0.0
4 その他				
① 計算書類(貸借対照表等)が不適切	0	0.0	0	0.0
② 高額な契約における手続きが不適切	0	0.0	0	0.0
③ 経理支出の処理が不適正	0	0.0	0	0.0
④ 利用者等の秘密保持に係る措置が不十分	0	0.0	0	0.0
⑤ 利用者負担額の利用者への通知の未実施	0	0.0	0	0.0
⑥ 給付費請求業務が不適切	0	0.0	0	0.0

老人福祉施設の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和7年度		令和6年度	
	(監査実施数 43)		(監査実施数 48)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
(入所に関する透明性及び公平性の確保)				
① 入所選考に係る規程の不備	0	0.0	0	0.0
② 入所選考に係る手続きが不適切	0	0.0	0	0.0
(適切な入所者処遇の確保)				
① 入所者の尊厳の保持、身体拘束に関する手続きが不適切	0	0.0	0	0.0
1 入所者処遇の充実				
① 処遇計画が不適切	0	0.0	0	0.0
② 機能訓練が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 給食の提供が不適切	0	0.0	0	0.0
④ 入浴の実施が不十分	1	2.3	0	0.0
⑤ 排泄及びおむつ交換が不適切等	0	0.0	0	0.0
⑥ 衛生的な被服及び寝具の提供が不十分	0	0	0	0
⑦ 医学的管理が不適切	0	0.0	0	0.0
⑧ レクリエーションの実施等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑨ 家族との連携が不十分等	0	0.0	0	0.0
⑩ 苦情解決への対応が不適切	0	0.0	0	0.0
⑪ 実施機関との連携が不十分	0	0.0	0	0.0
⑫ 入所者の負担による職員以外の者による介護の実施	0	0.0	0	0.0
⑬ 行政機関等に対する必要な手続きの代行が不適切	0	0.0	0	0.0
⑭ 入所者が3箇月以内の退院が見込まれる入院の際の便宜供与が不適切	0	0.0	0	0.0
⑮ その他	0	0.0	0	0.0
2 入所者の生活環境の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
3 自立、自活等への援助が不十分	0	0.0	0	0.0
(社会福祉施設の運営の適正実施の確保)				
1 施設の運営管理体制の確立				
① 入所定員、居室定員の遵守が不適切	0	0.0	0	0.0
② 管理規程等当該規程が未整備又は運用が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 施設運営に必要な帳簿が未整備	0	0.0	0	0.0
④ 職員配置基準に基づく職員確保が不十分	1	2.3	1	2.1
⑤ 施設職員の専任従事が不適切	0	0.0	0	0.0
⑥ 施設長の資格要件、管理運営等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑦ 生活相談員の資格要件が不適切	0	0.0	0	0.0
⑧ 特別養護老人ホームにおいて、機能訓練指導員の資格要件が不適切	0	0.0	0	0.0
⑨ 育児休業、産休等代替職員の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
⑩ 施設設備の整備、維持管理が不適切	0	0.0	0	0.0
⑪ 運営費の弾力運用が不適切(養護老人ホームのみ)	0	0.0	0	0.0
⑫ 高額繰越金等を有する施設での入所者処遇等への配慮が不十分(養護老人ホームのみ)	0	0.0	0	0.0
⑬ その他	0	0.0	0	0.0
2 必要な職員の確保と職員処遇の充実				
① 労働時間の短縮等労働条件の改善が不十分	0	0.0	0	0.0
② 業務体制の確立及び業務省力化への対応が不十分	0	0.0	0	0.0
③ 職員研修等資質向上対策の推進が不十分	0	0.0	0	0.0
④ 職員の確保及び定着化への取組が不十分	0	0.0	0	0.0
⑤ その他	0	0.0	0	0.0
3 防災対策への取組が不十分	0	0.0	0	0.0
4 入所者等に関する秘密保持対策が不十分	0	0.0	0	0.0
5 事故発生時の対応が不適切	0	0.0	0	0.0
6 その他				
① 財務:財務管理が不適切	1	2.3	0	0.0
② 預り金の保管状況又は支出管理が不十分	0	0.0	0	0.0
③ 利用者負担	0	0.0	0	0.0

指導監査における文書指摘がない法人数、施設数

	令和7年度			令和6年度		
	監査実施数	文書指摘がない法人数	構成比(%)	監査実施数	文書指摘がない法人数	構成比(%)
社会福祉法人	98	44	44.9	85	37	43.5

	令和7年度			令和6年度		
	監査実施数	文書指摘がない施設数	構成比(%)	監査実施数	文書指摘がない施設数	構成比(%)
社会福祉施設等	487	339	69.6	494	367	74.3
児童福祉施設	425	282	66.4	425	303	71.3
民間保育園等	270	134	49.6	270	154	57.0
公営保育所	13	13	100.0	13	13	100.0
児童養護施設	13	11	84.6	13	12	92.3
児童館	129	124	96.1	129	124	96.1
障害福祉施設	19	17	89.5	21	17	81.0
障害者支援施設等	6	4	66.7	8	4	50.0
障害児入所施設等	13	13	100.0	13	13	100.0
老人福祉施設	43	40	93.0	48	47	97.9
更生施設						
幼稚園型認定こども園	14	7	50.0	9	5	55.6
新制度幼稚園	12	11	91.7	4	1	25.0
認可外保育施設	124	90	72.6	128	68	53.1
施設合計	637	447	70.2	635	441	69.4

※老人福祉施設については、介護保険法における文書指摘は、本件の対象外とする。

※障害福祉施設については、障害者総合支援法における文書指摘は、本件の対象外とする。